KYOUSAI SAGA

共済さが

平成28年
9月号
No.353
平成28年
9月21日発行

環境芸術の森（嬉木町）
写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

◆ 平成27年度の医療費の状況
組合員医療費が増加し、前年度医療費より2.59％増 …… 2
◆ ジェネリック医薬品希望シールをご活用ください …… 3
◆ 平成28年10月から同一世帯に属していない兄・姉も被扶養者の認定対象となります …… 4
◆ 退職後の医療保険制度について …… 4
◆ 標準報酬月額等級表の改正について（平成28年10月から） …… 5
◆ 貸付係からのお願い 「借入状況等申告書」は、漏れなく記入をお願いします …… 5
◆ 40歳以上の方 「特定健康診査」の受診はお済みですか？ …… 6
◆ 「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう …… 6
◆ 平成27年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 …… 7
◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 …… 7
◆ 障害厚生年金について …… 8
◆ 平成28年10月から年金払い退職給付に係る基準利率
及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります …… 9
◆ 平成28年8月から介護休業手当金の給付率が67％に引上げられました …… 9
◆ 平成28年8月から育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました …… 9
◆ 共済組合における個人番号（マイナンバー）の利用予定について …… 9
◆ 任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます …… 10
◆ 共済組合の任意継続組合員制度について …… 11
◆ ボーナスなどの臨時収入は断然お得な共済貯金へ！ …… 12

佐賀県市町村職員共済組合
〒840-0041 佐賀市城内1丁目5番14号
TEL0952-29-0331・FAX0952-29-7647
http://www.saga-kyosai.jp

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

平成27年度の医療費の状況

組合員医療費が増加し、前年度医療費より2.59%増

共済組合が平成27年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、23億8,005万円となり、平成26年度に比べ5,998万円、2.59%増加しました。

平成27年度の医療費の実績と前年度との比較（表1）

区分		医療給付費総額（万円）			組合員1人当たり医療費（円）			受診率（%）		
		26年度	27年度	前年度比（%）	26年度	27年度	前年度比（%）	26年度	27年度	前年度対比（%）
本人	入院	35,817	37,358	104.30	39,420	41,407	105.04	0.83	0.89	107.23
	外来	45,473	47,142	103.67	50,047	52,253	104.41	54.55	54.70	100.27
	歯科	11,867	12,302	103.67	13,061	13,635	104.39	13.66	14.17	103.73
	調剤	21,615	24,044	111.24	23,789	26,650	112.03	—	—	—
	計	114,772	120,846	105.29	126,317	133,945	106.04	69.04	69.76	101.04
家族	入院	35,960	37,233	103.54	39,577	41,269	104.28	0.80	0.86	107.50
	外来	48,707	47,486	97.49	53,607	52,634	98.18	58.66	58.52	99.76
	歯科	10,249	9,875	96.35	11,280	10,946	97.04	11.57	11.88	102.68
	調剤	22,319	22,565	101.10	24,564	25,011	101.82	—	—	—
	計	117,235	117,159	99.94	129,028	129,860	100.64	71.03	71.25	100.31
合計		232,007	238,005	102.59	255,345	263,805	103.31	70.10	70.54	100.63

医療給付費総額と組合員数の推移（図1）

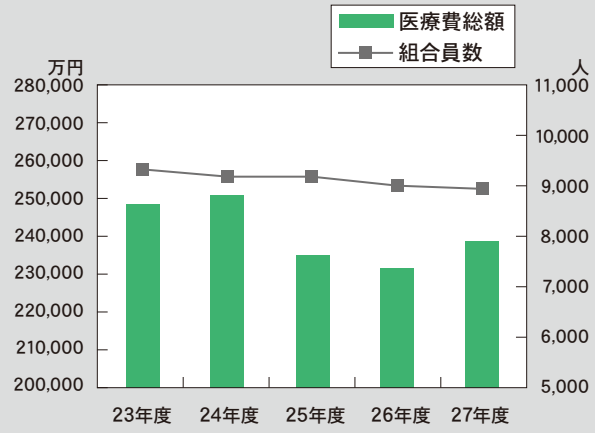

組合員1人当たりでは3.31%の増加

（表1）の医療給付費総額の診療区分別の状況から、平成27年度については、組合員本人の「調剤」が大きく増加しています。また、平成27年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は263,805円となり、平成26年度より8,460円、3.31%の増加となりました。

（図1）の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は減少が続いております。また、医療給付費総額の推移では、減少傾向であった医療費が27年度からは増加に転じています。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移（図2）

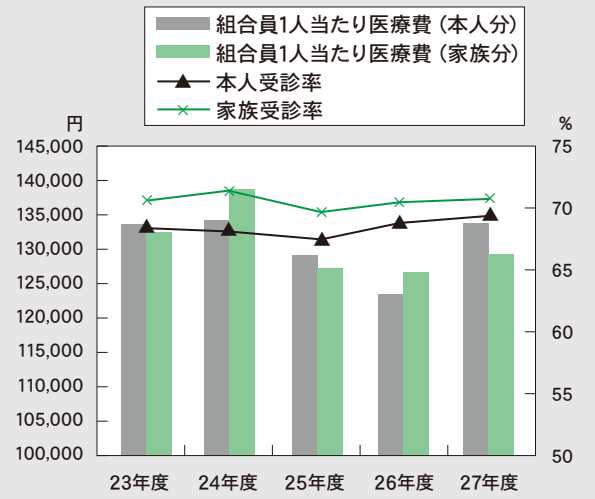

受診率は、増加傾向

平成27年度の受診率（1ヵ月100人当たりの受診件数）は、組合員本人が69.76%、家族が71.25%となっています。

（図2）の5年間の受診率の推移をみると、組合員本人も家族も平成26年度から増化傾向にあるといえます。

（図2）の組合員1人当たり医療費の推移では、平成27年度は本人・家族とも増加しています。

健康寿命を延ばしましょう

健診で異常値が出たら医師に相談を

ジェネリック医薬品希望シールをご活用ください

共済組合では、短期給付事業の財政安定化を目的として、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。
その取組みの一環として、今回「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、皆さんへ配布します。
ジェネリック医薬品の普及は、皆さんの窓口での自己負担額の節約や、共済組合が負担する医療費の節減ができ、短期給付事業の財政安定化につながります。
組合員証等の余白部分にシールを貼って、医師や薬剤師にジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。
（※ ジェネリック医薬品への切替えを強制するものではありません。お薬代の節約のための選択肢のひとつとしてご検討ください。）

ジェネリック医薬品とは？

◎効き目や安全性は新薬とほぼ同じ

新薬（先発医薬品）の製造・販売の特許期間終了後に同じ有効成分で製造され、同等の効用があることを国が承認した後発薬がジェネリック医薬品です。

◎価格は先発医薬品の2割～7割程度

新薬の特許期間満了後、同じ有効成分を配合して製造されるため、開発コストが抑えられ低価格で販売することができます。

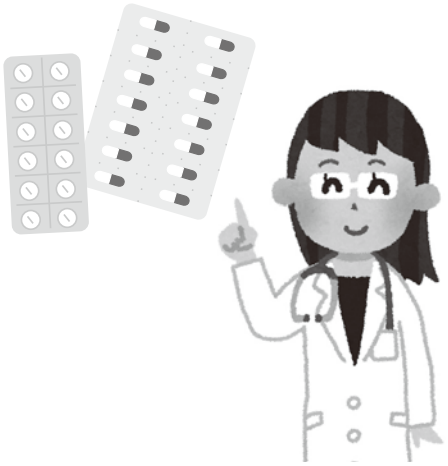

ジェネリック差額通知書を送付します

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、500円以上の薬代の削減が見込まれる方に対して、平成28年10月にジェネリック差額通知書を送付します。
受け取られた方は、是非、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。

平成28年10月から同一世帯に属していない兄・姉も被扶養者の認定対象となります

これまで、被扶養者の認定対象者は、主として組合員の収入によって生計を維持している配偶者、子・孫、弟・妹、父母・祖父母、組合員と同一世帯に属する三親等内の親族（配偶者、子・孫、弟・妹、父母・祖父母を除く。）及び組合員と同一世帯に属する組合員の内縁の配偶者の父母及び子となっていました。

平成28年10月から兄・姉については「組合員と同一世帯に属する」要件がなくなるため、弟・妹と同様に組合員と同一世帯に属していない場合でも、被扶養者の認定対象となります。

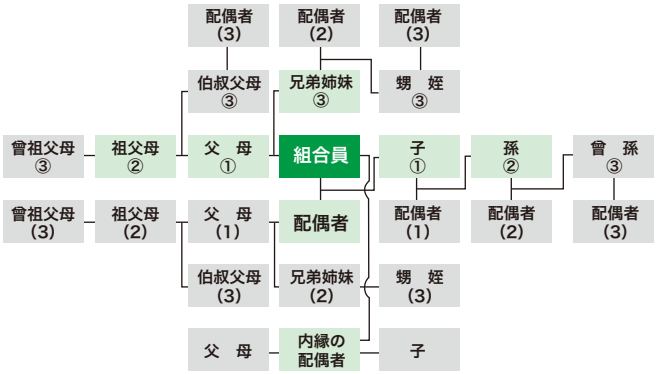

（注）(1)　　の者は、組合員と同一世帯に属していない場合でも被扶養者の認定対象となります。
(2) 数字は親等を表します、なお、数字の〇は血族を、( )は姻族を表しています。

退職後の医療保険制度について

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員の資格を喪失することになりますので、組合員証を使用して医療機関で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいずれかの医療保険制度に加入することになります。

※　各医療保険制度の自己負担割合は、いずれの制度も本人、家族ともに3割です。ただし、義務教育就学前までの家族は2割です。また、70歳以上75歳未満の高齢受給者については2割（昭和19年4月1日以前生まれの者は1割）で、一定以上所得者は3割です。

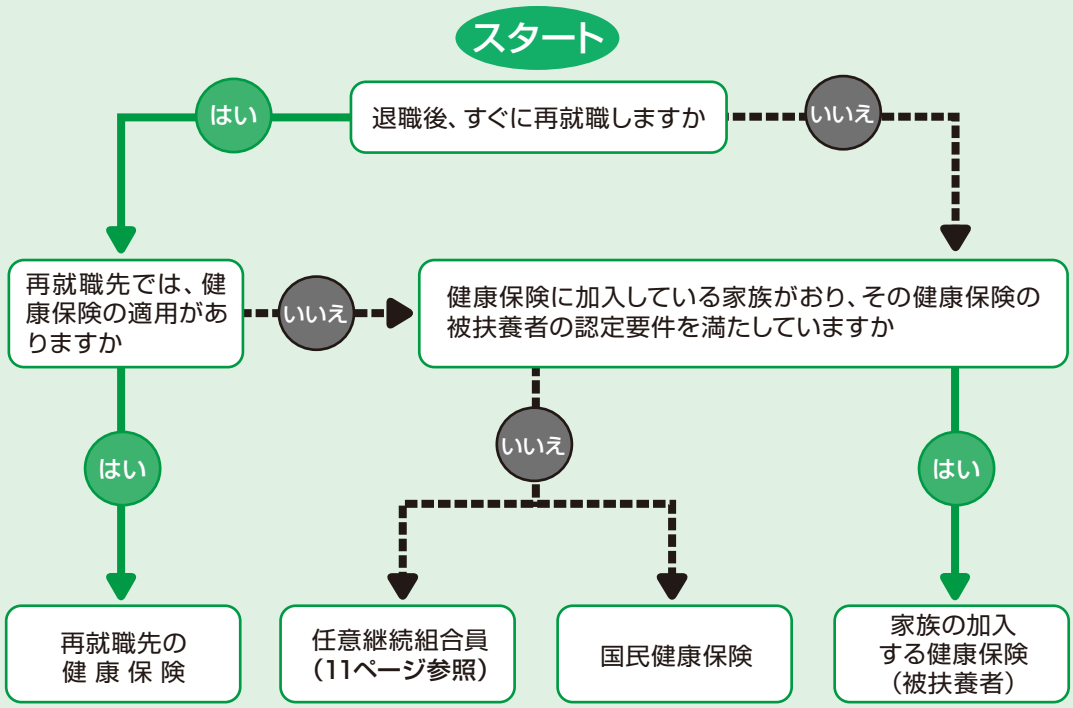

※「任意継続組合員」になるか「国民健康保険」に加入するかは、任意継続掛金と国民健康保険料（税）の負担額などを参考に判断する必要があります。

※　組合員の退職により、60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者として国民年金に加入することになりますので、忘れずに手続きを行ってください。

標準報酬月額等級表の改正について
（平成28年10月から）

平成28年10月から厚生年金保険法の標準報酬月額等級表については、改正により現行の標準報酬月額の1級98,000円は2級となり、下限は1級88,000円となります。

一方、地方公務員等共済組合法においては、改正予定がないため、標準報酬月額等級表は、現行の標準報酬月額1級98,000円が下限となります。

このため、平成28年10月以降の標準報酬月額等級表については次のとおりとなり、厚生年金保険法の等級が1級ずつずれることになります。

《標準報酬月額等級表》

平成28年9月まで

標準報酬等級			月額	報酬月額		
短期給付等	長期給付 厚生年金	長期給付 退職等年金	円	円以上		円未満
1	1	1	98,000		～	101,000
2	2	2	104,000	101,000	～	107,000
29	29	29	590,000	575,000	～	605,000
30	30	30	620,000	605,000	～	635,000
31			650,000	635,000	～	665,000
32			680,000	665,000	～	695,000
45			1,330,000	1,295,000	～	1,355,000
46			1,390,000	1,355,000	～	

変更

平成28年10月から

標準報酬等級			月額	報酬月額		
短期給付等	長期給付 厚生年金	長期給付 退職等年金	円	円以上		円未満
	1		88,000		～	93,000
1	2	1	98,000	93,000	～	101,000
2	3	2	104,000	101,000		107,000
29	30	29	590,000	575,000	～	605,000
30	31	30	620,000	605,000	～	635,000
31			650,000	635,000	～	665,000
32			680,000	665,000	～	695,000
45			1,330,000	1,295,000	～	1,355,000
46			1,390,000	1,355,000	～	

※　短期給付等及び退職等年金給付に係る標準報酬月額等級表については変更ありません。

貸付係からのお願い

「借入状況等申告書」は、漏れなく記入をお願いします

共済組合が行う貸付事業は、組合員のみなさんが臨時に資金を必要とするときや住宅の新築等にかかる資金を必要としているときに、その資金を貸付け、みなさんの生活の安定を図るために設けられたものです。

その資金は、みなさんの大切な将来の「年金の原資」から資金を有利子で借受けて運営しておりますので、貸付申込み時には、「借入状況等申告書」の提出を必須にしています。この申告書は、貸付申込み時点で有する全ての貸付金を確認し、申込者の毎月の返済額が給料月額の30%を超えていないか等を審査するものです。

故意等により、他の金融機関の借入状況の記入を怠ったことが判明したときは、即時償還命令の対象となり、組合員貸付金の残高を一括償還していただくことになりますので、ご注意ください。

「借入状況等申告書」の記入にあたっては、漏れのないように、正確にご記入をお願いします。

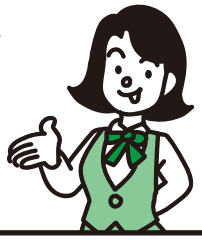

40歳以上の方「特定健康診査」の受診はお済みですか?

生活習慣病は自覚症状が少ないため、放置し続けた結果、いつの間にか命が危険な状態になっていることがあるため、**サイレントキラー(沈黙の殺人者)**ともいわれます。一方で、生活習慣病は早期に生活習慣を改善すれば予防できる病気でもあります。

「特定健康診査」(特定健診)は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの発見・予防のための健診です。今年度(平成28年4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いします。

・被扶養者の方へ

対象の方には「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

① 医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)

② 市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)

※ **受診券を使うと特定健診が無料で受けられます。**

※ **受診券の有効期限は平成29年3月31日です。**

※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。

※ 予約が必要な場合があります。医療機関等に電話確認されることをお勧めします。

● **次のいずれかを受診した場合は、「特定健診」を受診したことになります。「特定健康診査受診券」によってさらに受診する必要はありません。**

健診の種類	健診結果
共済組合が助成する人間ドック	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、**「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。**
パート勤務先等で行う定期健康診断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、**健診後、健診結果を受け取ったらそのコピーを共済組合へ提出してください。**

● **被扶養者の資格を喪失した時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。**

「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう

健診の結果に基づき、特定保健指導利用をご案内します。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方は、その程度により生活習慣改善の支援として特定保健指導を受けられます。特定保健指導対象者の方には共済組合から特定保健指導利用のご案内をします。

特定保健指導では医師や保健師等の専門家のアドバイスを受けながら、6ヵ月間、自分のペースで食生活や運動など生活習慣の改善に取組んでいただきます。特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

もしかして、このようにお考えですか?

○ お金がかかるのはいやだ。

→特定保健指導は無料で利用できます。

○ きつい運動や面倒なことをさせられるのはいやだ。

→医師や保健師と相談して、無理のない目標を設定できます。

○ 他の人はともかく、症状も出ていない、医療費も使っていない自分には関係ない。

→自覚症状が出にくいことが生活習慣病の怖さです。このまま放置すれば、糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞などで、ある日突然、生命に関わる重篤な症状に陥る危険性が高まります。今のうちに生活習慣を改善すれば、将来にわたって健康上の問題が無い状態で日常生活を送ることができます。自分と家族の将来のためにも、ぜひ特定保健指導をご利用ください。

平成27年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

平成27年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況（平成28年7月29日現在）をお知らせします。

● 特定健康診査

平成27年度の受診率は、組合員の受診率が1.9%向上し、94.9%となりました。

被扶養者の受診率は0.8%低下し、42.7%となりました。

全体の受診率は、81.2%で前年度から1.5%向上しましたが、当組合の平成27年度目標値86.6%には届きませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組　合　員	5,441人	5,164人
被扶養者等	1,937人	826人
合　　計	7,378人	5,990人

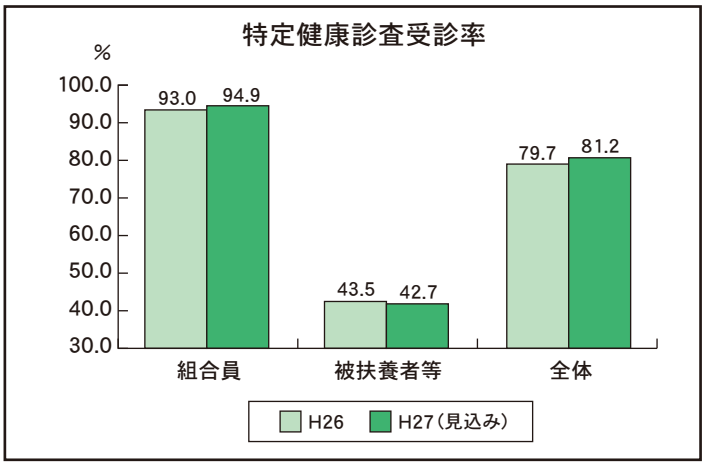

● 特定保健指導

特定健診受診者の中から選定を行い、特定保健指導を案内しました。特定保健指導利用券は平成27年12月、28年3月、4月、5月に発行しました。また、所属所を訪問して行う特定保健指導(初回面接)を実施しました。

実施率は向上しており、当組合の平成27年度目標値28.1%を達成できる見込みです。

特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	458人	120人
積極的支援	663人	205人
合　　計	1,121人	325人

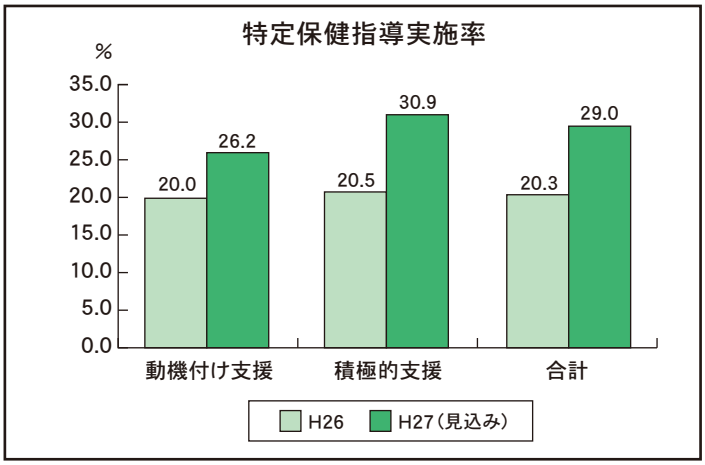

インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成28年10月から12月までに
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

助成対象者　組合員及び被扶養者
ただし、予防接種時に65歳以上の方及び他に助成を受けることができる方は対象外です。

助成対象期間　平成28年10月1日～平成28年12月31日に受けた予防接種に助成します。

助　成　額　1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。
予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。

必要書類　医療機関発行の領収書（コピーやレシートは不可）
医療機関に対し、次のことが明記されている領収書の発行を求めてください。
・インフルエンザの予防接種であること。
・予防接種を受けた方の氏名
・予防接種に要した費用(1人分、1回分の費用が明記されていること。)

請求方法　所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。
請求期限は平成29年2月末です。お早めにご請求ください。

障害厚生年金について

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件を満たした人が、厚生年金保険の被保険者（組合員）である間に初診日（※1）のある傷病が原因となって、3級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

また、初診日が平成27年9月30日までの組合員期間にある場合は、障害共済年金（経過的職域加算額）も支給されます。

これらに加え、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として障害基礎年金が支給されます。

なお、障害厚生年金及び障害基礎年金は、在職中であっても支給されますが、障害共済年金（経過的職域加算額）は、組合員である間、全額支給停止となります。

（注）傷病手当金を受給されている人は、手当金の支給が調整されます。

保険料納付要件

次のいずれかを満たしている必要があります。

① 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から初診日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。

② 初診日が平成38年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

障害厚生(共済)年金の支給要件

① 被保険者（組合員）である間に初診日（※1）があり、障害認定日（※2）に障害等級1級から3級に該当する障害の状態にあるとき

（注）障害厚生(共済)年金の障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは違います。

② 障害認定日には障害等級1級から3級には該当しなかった人が、その後65歳に達する前日までの間に、同じ傷病により3級以上に該当する障害の状態となったとき（事後重症制度）

※1 初診日

障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日をいいます。

※2 障害認定日

初診日から起算して、1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、次のような場合は、症状が固定して治療の効果が期待できない状態と判断されるため、初診日から1年6ヵ月を経過しなくても障害認定日となります。

① 人工透析開始から3ヵ月を経過した日
② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した日
③ 心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した日
④ 人工肛門を造設した日または尿路変更術を施した日から6ヵ月を経過した日
⑤ 肢体の外傷で切断または離断した日
⑥ 咽頭の全摘出手術を施した日
⑦ 在宅酸素療法（24時間）を開始した日
⑧ 新膀胱を造設した日

①～⑧以外でも、1年6ヵ月を経過する前に障害認定日と判断できるケースがあります。

障害厚生(共済)年金の請求が遅れると診断書等の必要書類をそろえることが困難となる場合があります。また、時効により本来受給できる部分を受け取ることができなくなる場合がありますので、お早めに共済組合へご相談ください。

問合せ：共済組合 年金課　TEL 0952-29-0333

平成28年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。
今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。
http://www.chikyoren.or.jp/（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会　検索

平成２８年８月から 介護休業手当金の給付率が６７％に引上げられました

雇用保険法等が改正され、介護休業手当金の給付率が、標準報酬日額の40％から67％に引上げられました。
ただし、この給付率の改正は、平成28年8月1日以後に開始された介護休業が対象です。

平成２８年８月から 育児休業手当金・介護休業手当金 の給付上限額が変更されました

◎育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間（給付割合67/100の期間）
（現行）12,982円 ⇨ （変更後）12,927円

181日目から育児休業手当金終了までの期間（給付割合50/100の期間）
（現行） 9,688円 ⇨ （変更後） 9,647円

◎介護休業手当金の給付上限相当額

給付割合が67/100の場合
（現行）12,982円 ⇨ （変更後）12,927円

給付割合が40/100の場合
（現行） 7,750円 ⇨ （変更後） 7,718円

掛金の算定の基礎となる標準報酬月額が440,000円（第24級）以上の者が該当します。

共済組合における個人番号（マイナンバー）の利用予定について

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使います。社会保障分野では、年金、雇用保険、医療保険、介護保険等に関する事務が対象です。これらの事務を行う機関を「個人番号利用事務実施者」といい、共済組合も該当しますので、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定された範囲内で、組合員及び被扶養者の皆さんの個人番号（マイナンバー）を取得し、利用することになります。

具体的な提出時期・方法等については、詳細が決まり次第、所属所を通じてお知らせしますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、平成29年7月頃からは、保険者間の検診データ連携等、受診時のオンライン資格確認の段階的導入といった情報連携が予定されています。

任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます

組合会とは、毎事業年度の事業計画及び予算、決算、定款の変更、運営規則の変更などの重要事項を審議・議決する機関で、市町村長の中から選ばれた議員10名と、市町村長以外の組合員の中から選ばれた議員10名の計20名で構成されています。

この組合会の議員の任期は2年間と定められており、現在の組合会議員は平成28年11月30日をもって任期満了となります。

このため、新しい組合会議員を決める選挙が平成28年11月14日に行われる予定です。

新組合会議員の任期は、平成28年12月1日から平成30年11月30日までとなります。

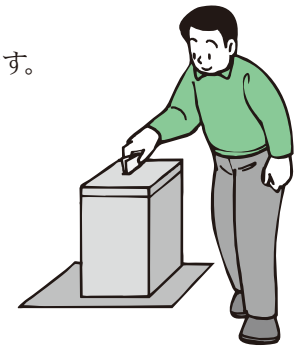

組合会議員選挙

市町村長が選挙する議員（市町村長議員）

各選挙区ごとに、市町村長の互選により行います。

市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員議員）

各選挙区において所属所ごとに組合員100人に1人(100人に満たないときは1人)の割合で代議員を選出し、この代議員の互選により行います。

役員（理事長・理事）の選挙

11月下旬に選挙が行われ、20人の組合会議員の中から理事及び理事長が選出されます。

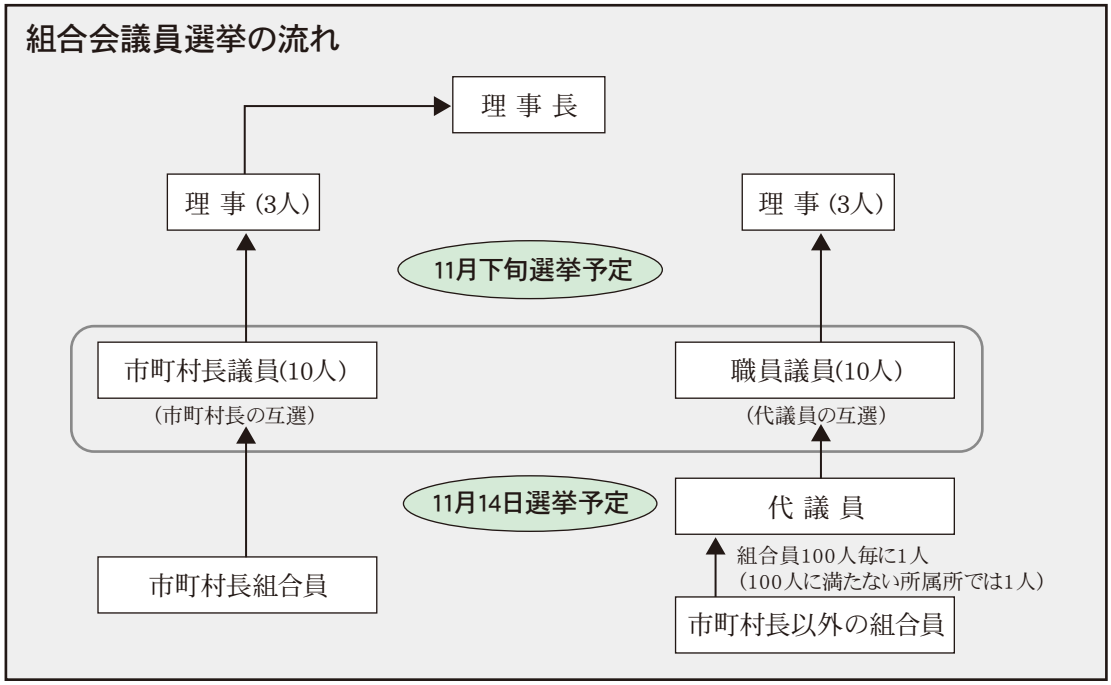

●組合会議員の選挙区及び議員定数

選挙区			議員定数
市町村長議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人
職員議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

※　一部事務組合については、事務所の所在する市町と同じ選挙区になります。

共済組合の任意継続組合員制度について

共済組合の短期給付制度には、退職後に病気やケガをした場合、組合員と同様の給付（休業給付を除く。）を受けられる任意継続組合員制度があります。

ただし、共済組合の保健事業については「特定健康診査・特定保健指導」のみとなりますので、人間ドック等の助成を受けることが出来なくなります。

◆ 任意継続組合員の手続等

1　**加入資格**　退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（1年と1日以上の組合員期間が必要となります。）

2　**加入できる期間**　退職後2年間（中途での資格喪失もできます。）

3　**加入手続**　退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共済組合に提出してください。

4　**任意継続組合員の掛金の納入期限**　「任意継続組合員資格取得申出書」受理後、任意継続組合員証と払込票を送付します。初回の納入は、退職日から起算して20日以内に、2回目以降は任意継続組合員の資格の継続を希望する月の前月の末日までに納入（前納制）することになります。

5　**任意継続組合員の掛金の納入方法**

毎月払込	毎月、「口座振替（２０日）」または「払込票」で納入することになります。
6月分前納	6月分を、年2回に分けて「口座振替」または「払込票」で納入することになります。
１２月分前納	１２月分を、一括で「口座振替」または「払込票」で納入することになります。

※「口座振替」は、佐賀銀行のみの取扱いです。

※　6月分前納、12月分前納の場合は、前納割引が適用されます。

◆ 任意継続組合員の掛金

掛金は、算定の基礎となる標準報酬の月額に短期の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成28年度は98‰）を掛けて計算します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額に介護保険の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成28年度は12.2‰）を掛けて計算した掛金も合わせて納付していただきます。

※　平成29年度の共済組合の定款で定める率は、共済さが（平成29年3月号）でお知らせします。

掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額（以下の1、2のうちいずれか低い額）

1　任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

2　前年の9月30日（1月から3月においては前々年の9月30日）における共済組合の短期給付の適用を受ける組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額（ただし、平成28年度は平成27年10月1日の平均標準報酬の月額である360,000円）

※　任意継続組合員の掛金の算定基礎となる標準報酬の月額について、退職時の組合員期間が15年以上、かつ55歳以上になって初めて退職する組合員に対する退職時の標準報酬の月額に、30％の割落としをする軽減措置が、平成28年7月1日以後の退職者から廃止されました。

なお、平成28年6月30日までに退職した任意継続組合員については、この軽減措置が資格喪失まで適用されます。

ボーナスなどの臨時収入は

断然お得な

共済貯金へ！

★年利0.6%（半年複利）

★個人で直接の積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナス等の臨時収入のお預け入れにつきましてもぜひご利用ください。

☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。

☆ 積み立ての中断・復活や、積立額変更もできるから、自分のペースで積み立てができます。臨時積立は、いつでも、いくらでも積立可能です。

臨時積立内容

積立方法 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。
振込手数料は組合員負担となります。
※ 新たに「払込票」が必要になった場合は、所属所の共済組合事務担当者がお持ちですので問い合わせてください。

積立金額 千円単位で、積立金額の上限はありません。

利　息 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

回　数 臨時積立は同一月に何度でも可能です。

入金通知 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。

共済貯金に加入していない方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出て、加入手続きをとっていただき、加入後に臨時積立ができます。

問合せ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334

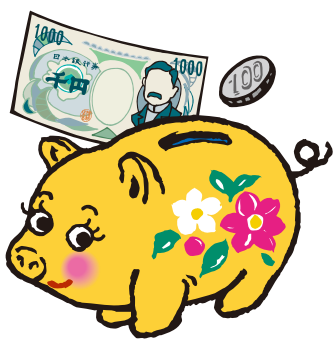

市町村共済　貯　払　込　票　テレ為替

平成28年度	12月分				
金　額	￥200000			内訳 定例積立	円
払込先銀行	佐賀銀行 県庁支店			内訳 臨時積立	200,000 円
受取人 氏名	佐賀県市町村職員共済組合			内訳	円
受取人 預金種目	普通	口座番号	100847	内訳	円
依頼人 住所	○○市 100－206			（受領印）	（備　考）
依頼人 氏名	共済太郎				

上記金額を払込みました。

株式会社 佐賀銀行

（払込人保管）

この「払込票」が報告書となりますので、住所の欄に**組合員証番号**を記入してください。